関東信越税理士会

平成24年7月2日オープン

成年後見支援センター

相談室開設のご案内

成年後見制度とは

認知症や障害により判断能力が十分でない方々を支援して、
自分らしく、安心して生活できる社会の実現を目指すしくみです。



～備えあれば憂いなし～
元気なうちに信頼できる人にしっかり相談しておこう！

任意後見制度

○本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を支援する制度です。

○委任する契約の内容は本人の希望に応じて設定できます。預貯金の管理、賃貸借契約の締結、介護サービスの契約、施設の入所契約などです。



法定後見制度

判断能力が不十分な人に親族などから家庭裁判所に申立て、
適任と思われる支援者が選ばれる制度です。

法定後見制度の３類型

後見

判断能力が欠けているのが通常の状況の方が対象です。後見人が代わって契約等を行い、本人を保護する制度です。

保佐

判断能力が著しく不十分な方が対象です。一定の「重要な行為」については支援者（保佐人）の同意を必要とします。

補助

判断能力が不十分な方が対象です。補助人に対し、同意権及び代理権を付与して保護を図るものです。

※成年後見監督人（保佐監督人・補助監督人）
成年後見人等が行う後見等の事務を監督します。任意後見制度の場合は任意後見監督人が必要となります。

税理士は財産管理と税の専門家

私たち税理士は、事業を営む方の税や経営に関し、また個人の方々の資産管理や相続などのお手伝いをしております。その豊富な経験を活かして、あなたの貴重な財産の保全と適切な管理をいたします。

あなたの未来を支えるのは税理士です。

関東信越税理士会 成年後見支援センター

TEL.048-671-3500（代） FAX.048-671-3501

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F

無料相談

ご相談は無料となっております。
ご相談内容の回答は原則としてお電話で行います。お電話では説明が困難な場合、日時を決めて面接相談を行います。面接相談は原則として関東信越税理士会で行います。
FAXでお申し込みいただいたご相談については火曜日に回答いたします。

お電話でのご相談は―

毎週火曜日（国民の祝日、夏期休暇及び年末年始は除く）

受付時間　午前10時～午前11時30分
　　午後1時～午後3時30分まで

ご相談電話番号
048-671-3500

FAXでのお申し込みは―

下記内容をご記入になり、当センターまで送信ください。

各項目の該当する□には☑とチェックをお付けください。

ふりがな 相談者氏名		電話番号 （　　）
ご住所	〒	
ご職業	□会社員　□主婦　□無職　□弁護士　□司法書士（リーガル会員／その他） □社会福祉士（ぱあとなあ会員／その他）　□税理士（関東信越・その他（　　会）） □その他（　　）	
相談について	□今回初めて　□過去にある（　　回）	
当センターを知った方法	□看板　□チラシ・パンフレット　□ホームページ　□新聞・雑誌　□知人からの紹介 □電話帳　□支部からの紹介　□行政機関からの案内　□その他（　　）	

●相談者が対象者ご本人以外の方は下記もご記入ください。（ご記入できる範囲で結構です）

ふりがな 対象者氏名		年齢 歳 性別　□男　□女	□判断能力者　□認知症高齢者 □知的障害者　□精神障害者 □その他（　　）
ご住所	〒		□在宅　□施設　□入院 □その他（　　）
相談対象者と相談者との関係	□親族（　　）　□医療介護関係者（　　） □その他（　　）		

●相談者が本会会員の場合

支部・名前

■ご相談内容　お困り事、相談したい内容などをご自由にお書きください。

※相談時間は30分を目安とさせていただきます。
※この受付票及び相談内容など個人情報に関しては、統計資料の作成など当センターの業務に関連した事柄に使用し、その他の目的には使用いたしません。

お申し込みFAX番号 048-671-3501